国土交通省組織規則の一部を改正する省令

国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「、企画調整官」を「一人、企画調整官二人」に改め、「それぞれ」を削る。

第十四条の見出し及び第一項中「設備安全対策官」を「設備防災・安全対策官」に改め、同条第五項中「設備安全対策官」を「設備防災・安全対策官」に改め、「設備の」の下に「防災及び」を加える。

第十八条の見出しを「（交通バリアフリー政策室及び公共交通事故被害者支援企画官）」に改め、同条第一項中「交通バリアフリー政策室」の下に「及び公共交通事故被害者支援企画官一人」を加え、同条に次の一項を加える。

4　公共交通事故被害者支援企画官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に関する公共交通機関に関する事故による被害者の支援に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

第二十五条の見出し中「国際交渉官」の下に「、総括国際交渉官」を加え、同条第一項中「及び国際協力企画官」を「、国際協力企画官及び総括国際交渉官」に、「四人」を「三人」に改め、同条第四項第二号中「国際統括官」の下に「、総括国際交渉官」を加え、同条に次の一項を加える。

7　総括国際交渉官は、国際交渉官のつかさどる事務（交通に関連するものを除く。）を統括する。

第三十八条の二の見出しを「（国土管理企画室並びに国土政策企画官及び調整官）」に改め、同条第一項中「国土政策企画官、国土管理企画官」を「国土管理企画室並びに国土政策企画官」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項を削り、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2　国土管理企画室は、次に掲げる事項をつかさどる。

一　国土利用計画の企画及び立案並びに推進に関すること（計画官の所掌に属するものを除く。）。

二　全国の区域について定める国土形成計画に関する事務のうち国土の管理と継承に関すること（計画官の所掌に属するものを除く。）。

三　国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第一項に規定する土地利用基本計画に関すること。

3　国土管理企画室に、室長を置く。

第四十二条の四第三項中「九人」を「八人」に改める。

第四十三条の四の見出し中「並びに労働資材対策官及び」を「及び労働資材対策室並びに」に改め、同条第一項中「並びに労働資材対策官及び」を「及び労働資材対策室並びに」に改め、「それぞれ」を削り、同条第四項中「労働資材対策官は、命を受けて」を「労働資材対策室は」に改め、同項第一号及び第二号中「特定事項についての」を削り、同項第三号中「もののうち、特定事項に関する」を削り、同条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　労働資材対策室に、室長を置く。

第四十六条の見出し中「並びに安全企画調整官」を削り、同条第一項中「並びに安全企画調整官及び「それぞれ」を削り、同条中第四項を削り、第五項を第四項とする。

第六十二条の見出し中「及び総括災害査定官」を「、総括災害査定官及び災害対策調整官」に改め、同条第一項中「総括災害査定官」の下に「及び災害対策調整官それぞれ」を加え、同条に次の一項を加える。

8　災害対策調整官は、命を受けて、防災課の所掌事務に関する災害に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関する事務をつかさどる。

第六十二条の三の見出し中「総合水資源管理戦略室」の下に「及び水循環推進調整官」を加え、同条第一項中「総合水資源管理戦略室」の下に「及び水循環推進調整官一人」を加え、同条に次の一項を加える。

4　水循環推進調整官は、命を受けて、水資源計画課の所掌事務のうち、水循環に関する施策に係る特定事項についての企画及び立案並びに連絡調整に関する事務をつかさどる。

第七十二条の見出し中「有料道路調整室」の下に「及び高速道路事業調整官」を加え、同条第一項中「有料道路調整室」の下に「及び高速道路事業調整官一人」を加え、同条に次の一項を加える。

4　高速道路事業調整官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　高速道路の整備の手法及び国土開発幹線自動車道の建設線の基本計画に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関すること。

二　高速自動車国道の整備に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関すること。

三　有料道路に関する事業に関する事務のうち、整備に関する特定事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関すること。

第七十五条の見出しを「（住宅投資推進官及び住生活サービス産業振興官）」に改め、同条第一項中「住宅投資推進官」の下に「及び住生活サービス産業振興官それぞれ」を加え、同条に次の一項を加える。

3　住生活サービス産業振興官は、命を受けて、住生活の安定の確保及び向上の促進に資するサービス産業の振興に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

第八十三条の見出しを「（国際協力室及び知的財産対策企画調整官）」に改め、同条第一項中「国際協力室」の下に「及び知的財産対策企画調整官一人」を加え、同条に次の一項を加える。

4　知的財産対策企画調整官は、鉄道等の用に供する車両、信号保安装置その他の陸運機器（これらの部品を含む。以下「陸運機器等」という。）の製造、販売及び修理に関する事業における知的財産の保護及び活用に関する対策（当該事業の海外事業活動に係るものに限る。）の企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

第八十四条第二項第一号中「鉄道等の用に供する車両、信号保安装置その他の陸運機器（これらの部品を含む。第四項において「陸運機器等」という。）」を「陸運機器等」に改める。

第八十九条の見出し及び同条第一項中「自動車基準協定対策官及び先進技術推進官」を「先進技術推進官、自動車基準協定対策官及び自動車認定協定対策官」に改め、同条第二項中「自動車基準協定対策官」の下に「及び自動車認定協定対策官」を加え、同条中第四項を削り、第五項を第四項とし、同条に次の二項を加える。

5　自動車基準協定対策官は、車両等の技術規則に係る国際協定に関する国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

6　自動車認定協定対策官は、車両等の認定に係る国際協定に関する国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

第百条の見出し中「舟艇室」の下に「並びに海外事業戦略企画調整官」を加え、同条第一項中「舟艇室」の下に「並びに海外事業戦略企画調整官一人」を加え、同条第二項中「事務」の下に「（海外事業戦略企画調整官の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

6　海外事業戦略企画調整官は、命を受けて、造船に関する事業に係る海外における我が国事業者の事業活動の推進に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

第百三条第一項中「三人」を「四人」に改める。

第百十二条第一項中「二人」を「三人」に改める。

第百十五条の見出し中「海岸・防災企画官」の下に「、津波対策企画調整官」を加え、同条第一項中「一人、災害査定官五人（うち二人」を「及び津波対策企画調整官それぞれ一人、災害査定官八人（うち五人」に、「以内及び」を「以内並びに」に改め、同条第二項中「及び第七項」を「、第七項及び第八項」に、「鉱害を含む。第七項」を「鉱害を含む。第八項」に改め、「並びに」の下に「津波対策企画調整官及び」を加え、同条第四項中「災害対策室」の下に「並びに津波対策企画調整官」を加え、同条中第十二項を第十三項とし、第七項から第十一項までを一項ずつ繰り下げ、第六項の次に次の一項を加える。

7　津波対策企画調整官は、命を受けて、港湾等に関する大規模な津波による被害の軽減に関する重要事項についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

第百二十五条の見出し及び同条第一項中「航空保安対策室」を「空港安全監督室及び航空保安対策室」に改め、同条中第十項を第十二項とし、第五項から第九項までを二項ずつ繰り下げ、同条第四項中「事務」の下に「（空港安全監督室の所掌に属するものを除く。）」を加え、同項を同条第六項とし、同条中第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。